

**「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（改定案）」に対する
府民意見等の募集結果及び大阪府の考え方について**

○募集期間：令和8年1月28日（水曜日）から令和8年2月27日（金曜日）まで

○募集方法：インターネット（電子申請）、郵送、ファクシミリ

○提出意見数：4名から5件（うちご意見等の公表を望まないもの0件）の意見提出がありました。

いただいたご意見等に対する大阪府の考え方は以下のとおりです。

※ご意見等は、基本的に原文のまま掲載していますが、一部、趣旨を損なわない範囲で要約しています。

No.	該当項目	意見等の内容	大阪府の考え方
第3章 2040年度に向けて取り組む項目について			
1	37 ページ 取組項目 1	<p>公共施設や行政イベントでの照明削減の取り組みが必要</p> <p>Ex. 鶴見緑地の大池の照明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点灯時間の固定による日照中での点灯 ・点灯による集客効果の検証 ・点灯による対岸の野鳥息地への影響評価がされていない 	<p>府有施設や府が主催するイベント等における省エネ等の環境配慮については、37 ページに記載している大阪府地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、取組を行っています。</p> <p>なお、府域の各市町村の公共施設や行政イベントについては、それぞれが策定する地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき取り組まれています。</p>
2	41 ページ 52 ページ 取組項目 1 取組項目 2	<p>大阪府内の建築物の多くは、「民法234条第1項」の「建物を築造するには境界線から50センチメートル以上の距離を保たなければならない」が守られておらず、熱い空気が滞留しまくっているのではないのでしょうか。</p> <p>民法が、大阪府の行政の管轄外とするのであれば、「条例化」し、温暖化対策としても、本気で取り組んでほしいです。</p>	<p>本計画の41 ページ及び53 ページに、建物の高温化を防ぐための対策など、ヒートアイランド対策について記載しています。</p> <p>いただいた内容については、ご意見として承ります。</p>
3	55 ページ 取組項目 3	<p>第3章 2040年度に向けて取り組む項目について</p> <p>■取組項目 3 C02 排出の少ないエネルギー（再生可能エネルギーを含む）の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・55 ページ：水素、アンモニアと共に次世代エネルギーとして位置付けられている合成メタンも明記すべきです。 <p>▼明記いただきたいポイント（55 ページの水素・アンモニア記載ページ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水素、アンモニアに加えて、メタネーション技術により C02 と水素から合成された合成メタンは大気中の C02 を増やさないカー 	<p>いただいたご意見を踏まえ、55 ページに合成メタンが、カーボンニュートラルに貢献するエネルギーであることを追記します。</p>

		<p>ボンニュートラルに貢献するエネルギーであるため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合成メタンは、既存の都市ガス導管インフラや燃焼機器等がそのまま使えるという特徴（メリット）を有するため。 ・多くの中小企業が集積する大阪府下においても、次世代エネルギーを導入コスト抑えて利用することが期待できるため。 	
4	62 ページ 取組項目 4	<p>大阪府地球温暖化対策実行計画に、航空機による温暖化の対策がない。</p> <p>環境意識の高い欧州では、短距離フライトの制限があり、フランスなどでは、高速鉄道で代替可能な 2.5 時間以内の国内線短距離フライトを禁止する措置が導入されている。</p> <p>大阪も伊丹空港については騒音公害も酷く航路下の住環境を悪化させている上、新大阪駅にも近く、大阪－東京、福岡などが 2.5 時間以内の短距離フライトに該当する。温暖化に対する対策をするなら、まずは環境先進国にならない、安全面でも問題の多い伊丹空港の短距離フライト廃止を進めるべきだ。</p>	<p>航空分野の脱炭素化については、本計画 62 ページにおいて、SAF (Sustainable Aviation Fuel : 持続可能な航空燃料) の活用促進に向けたイベント等での民間事業者と連携した啓発の実施について記載しています。</p> <p>いただいた内容については、ご意見として承ります。</p>
その他			
5	和暦と西暦を併記していただいた方がよりわかりやいと思えます		<p>本計画は、2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロに向けた、2040 年度までを計画期間とする長期的な計画であることや、国の地球温暖化対策計画や国際的な目標設定においても、西暦で表記されていることを踏まえ、年表記については、西暦を基本とします。なお、資料の名称等に使用されている場合には、出典元の記載のとおり、元号または併記とします。</p>